

## コ ー ス

授業科目には必修科目と選択科目があります。そのうち選択科目はみなさんが何を履修するか決定できます。

みなさんの関心や目的に従い、学びたい科目や学ぶべき科目を履修してください。ただ、特に「Ⅳ群：専門選択科目」については、「そうは言われても…」と戸惑う人もいるかと思います。そこで卒業要件とは関係なく、5つの“コース”を設け“履修推奨科目”を示すことにしました。

○コースの選択は自由です（選択しなくても良いですし、2つ以上選択してもかまいません）

○選択は2年次からです

○2年次以降の履修登録時に申告してもらいます（翌年度に変更してもかまいません）

○各コースの履修推奨科目のうち、48単位以上を修得すれば、コース修了したものとします（ひとつの科目が複数のコースで推奨されている場合には、そのすべてのコースで単位数にカウントします。【例】専門ゼミナールⅠ：すべてのコースで4単位修得したものと見なします）

○各コースを修了した人には、申請にもとづいて卒業時に修了証を渡します（卒業要件とは関係ありません）

種 類	市民コース	司法コース	行政コース	企業コース	国際コース
こんな人に 選択してもらいたい コースです	市民として必要な教養と社会科学知識を修得し、将来は企業や地域での活躍を望んでいる人	将来は法科大学院に進学するなど、高度の法的思考力を身につけたいと望んでいる人	将来は県庁等の行政機関に就職し、法律の知識等を生かした活躍を望んでいる人	将来は企業に就職し、法律の知識等を生かした活躍を望んでいる人	将来は商社や外資系企業に就職するなどして、広く国際社会で法律の知識等を生かした活躍を望んでいる人
こんな科目が 履修推奨科目です	市民社会に関わる科目	法律学の基本とされる「六法」とその隣接科目	公務員として求められる知識に関わる科目	企業が深く関わる科目や企業で働く人に関わる科目	国際関係法・外国法とその関連科目
履修推奨科目の中でも特に履修を奨めるのはこんな科目です	法社会学 税法 民法Ⅵ（親族） 民法Ⅶ（相続） 労働法 刑事政策 日本政治史 NPO論	憲法Ⅱ（統治） 行政法Ⅰ 会社法 民事訴訟法 刑法Ⅰ（総論） 刑法Ⅱ（各論） 刑事訴訟法 法職演習	憲法Ⅱ（統治） 行政法Ⅰ 地方自治法 政策学Ⅰ（総論） 行政学 財政学 マクロ経済学 ミクロ経済学	税法 商法総論 商取引法 会社法 手形・小切手法 知的財産法 労働法 経済法	比較法 憲法Ⅱ（統治） 商法総論 会社法 海商法 国際法Ⅰ 国際私法 英米法
基礎ゼミナール 専門ゼミナール（ⅠとⅡの両方）					